添付書類確認票

**設立認可申請書(案)に添付すること**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 医 療 法 人 名 | 医療法人 | | |
| 設立総会開催日※１ | 年　　月　　日 | 基　　準　　日※２ | 年　　月　　日 |

※１　医業未収金の拠出がある場合、金額が確定してから総会を開催してください。

※２　基準日は、第１回は２月末日、第２回は７月３１日としてください。ただし、新たな借入や医療機器の購入等により資産状況に大きな変動が生じた場合は、それ以降に設定してください。

運転資金確保の確認

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 初年度予算明細書より | | | 財産目録の明細書より | | | |
| 初年度支出額 | ① | 円 | 現預金 | ⑥ | 円 | |
| 法人税等 | ② | 円 | 医業未収金 | ⑦ | 円 | |
| 翌年度繰越金 | ③ | 円 | 医薬品等 | ⑧ | 円 | |
| その他※３ | ④ | 円 | ⑥＋⑦＋⑧＝(運転資金)  円 | | | |
| ①－(②＋③＋④)＝Ａ  円 | | | 【基準】(基準額)≦(運転資金) | | | |
| 円 | | ≦ | 円 |
| Ａ／(初年度の月数)×２＝Ｂ  円 | | |
| 【判定】  適・否 | | | |
| Ｂ＋④＝(基準額)  円 | | |

※３　初年度支出額のうち、毎月定期に生じる支払とは別に、設立当初２か月のうちに支払うべきものの額を再掲してください。

(例) 医薬品等買取費用、医療機器等の購入費用など

負債引継可能額の確認(該当がある場合のみ記入すること)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 引継ぐ負債額  (Ａ) | 拠出する資産の帳簿価格  (Ｂ) | 基準  (Ａ)≦(Ｂ) |
| 診療所建物の取得等に係る借入 |  |  | 適・否 |
| 医療機器購入に係る借入 |  |  | 適・否 |
| 医薬品購入に係る買掛金 |  |  | 適・否 |
| 医療資材購入に係る買掛金 |  |  | 適・否 |

【注意事項】

　設立認可申請書(案)の提出時に添付できない書類がある場合、書類名と提出可能日(設立認可申請書

(案)受付から一週間以内であること。)を記載してください。

記載された日までに提出がない場合、設立認可申請書(案)の受付を取消すことがあります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 不足書類名 | 提出できない理由 | 提出可能日 |
|  |  |  |

確認事項等の□にチェックを入れ、最後に適否欄に「〇」を記載してください。

| № | 添付書類 | 審査事項等 | 適否 |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 医療法人設立認可申請書 | □ 医療法人の名称についてふりがなの記載があるか  □ 事務所の所在地は定款と相違ないか  □ 添付書類はすべて記載されているか |  |
| ２ | 設立趣意書 | □ 現診療所の開設届出日からの運転実績が基準日現在で１年以上あるか  □ 法人名が施設名と異なる場合、名前の由来について記載があるか  □ 理事長が70歳以上の場合、後継者についての記載があるか  □ 作成日は設立総会日開催日となっているか |  |
| ３ | 設立総会議事録 | □ 必要な事項について議決がなされているか  　□ 医療法人設立趣旨承認の件  □ 社員確認の件  □ 定款承認の件  □ 拠出申込み及び設立時の財産目録承認の件  　＊拠出した額を拠出者に返還する場合は基金、返還しない場合は寄附  □ 事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件  □ 役員及び管理者の選任の件  □ 設立代表者の選任の件  □ 本法人の開設する病院(診療所)の土地(建物)を賃借する契約の承認の件  □ 利益相反となる取引の承認の件  □ その他重要な事項(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)  □ 設立者全員の記名押印（実印）又は署名があるか（※本提出時） |  |
| ４ | 定款 | □ 広島市の定款例に準拠したものとなっているか  □ 基金制度採用にあっては、基金の章が設定されているか  □ 定時総会の開催月が会計年度に合わせて適切に設定されているか  □ 医科の場合、残余財産の帰属先は医師会になっているか  □ 歯科の場合、残余財産の帰属先は歯科医師会になっているか  □ 附則に記載のある会計年度の初年度は１年未満になっているか  □ 附則に記載のある当初の役員の任期は２年未満になっているか  □ 誤字・脱字・条ずれはないか |  |
| ５ | 設立時の財産目録 | □ 基準日が記載されているか  □ 議事録の拠出額と相違ないか  □ 資産及び負債の内訳書の金額と相違ないか |  |
| ６ | 財産目録の明細書(資産) | □ 現金は総資産額の端数を調整する程度の額であるか  □ ２以上の医療施設を所有(開設)する場合は、それぞれの施設ごとに作成されているか  □ 法人の資産として不適切なものはないか(事業専用割合が１００％でない自家用車両等)  □ 診療に必要な医療機器、医薬品が資産としてあげられているか。また、寄附をうける場合は、寄附確約書が添付されているか  □ 基準日時点での医薬品一覧表が添付されているか  □ 拠出財産の評価額を証する書類が添付されているか  **基準日現在のものであること。**  ・預金　　　　　　　　…　□ 残高証明書  ・医業未収金　　　　　…　□ 診療報酬等支払決定額通知書の写し  ※ 拠出の有無に関わらず直近２か月分を添付すること  ・医薬品、材料等　　　…　□ 帳簿価格  ・有形固定資産、建物　…　□ 減価償却した帳簿価格  ・電話加入権　　　　　…　□ 時価  ・保証金等　　　　　　…　□ 契約書  ・不動産（建物を除く）…　□ 不動産鑑定士の鑑定評価額  ・現物拠出が５００万円以上の場合  …　□(弁護士・弁護士法人・公認会計士・監査法人・税理士・税理士法人)による証明（証明者の押印が必要）※  ※ 次の者は証明をすることができない。  ① 設立時の社員及び役員  ② 基金の引受人  ③ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者  ④ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人であって、その社員の半数以上が①又は②の者のいずれかに該当するもの |  |
| ７ | 設立時の  負債内訳書 | □ 基準日が記載されているか  □ 基金拠出(建物、建物附属設備、医療機器、医薬品、車両等拠出されるものの購入)に伴う負債であるか  □ 負債で購入したものの取得日、取得価格、基準日簿価、拠出者の記載があるか  　※ 借入日より取得日が後であること。また、借入日から期間が空いていないこと。やむを得ない事情で取得日が借入日より前になる場合は、理由書及び支払日が後であることを証する書類（領収書等）を添付すること。  □ 負債引継ぎ可能額、月々の返済額の計算に間違いはないか  □ 負債額を証する書類は添付されているか  ・借入に係るもの 　　　…　□ 金銭消費賃借契約書  　 □ 返済計画書の写し  ・リース物件に係るもの　…　□ リース契約書の写し  ※ 契約終了後に物件を返却するものは対象としない。  ・支払いに係るもの　　　…　□ 売買契約書  いずれか  １つで可  　　　　　　　　　　　　　 □ 請負契約書請負書の写し  　　　　　　　　　　　　　 □ 請求書の写し  □ 引継承認の書類は添付されているか、また内容に間違いはないか  ・借入に係るもの、リース物件に係るもの  …　□ 負債残高証明及び債務引継承認願  　　　（承認者の押印が必要）  ・支払いに係るもの　　　…　□ 買掛金引継承認願  　　　　　　　　　　　　　　　（承認者の押印が必要）  □ 引継承認願の依頼日及び承認日は設立総会開催日以降となっているか |  |
| ８ | 履歴書 | □ 社員及び役員となるべき者全員について作成されているか  □ 住所は住民票に記載のものと同一か(政令市の場合は市名から、その他の市町村の場合は、都道府県名から記載すること)  □ 医師(歯科医師)免許の取得状況(取得日、免許番号等)は免許証の写しと同一か  □ 病院(診療所)開設日は開設届出日と相違ないか  □ 職歴は全て記載されているか（現に他の法人の役員に就任している場合、もれなく記載すること）  □ 職歴に医療機関と利害関係にある営利法人等の役職員である旨の記載はないか  □ 職歴は退職したことがわかるように記載されているか  □ 役員の欠格事項に該当しない旨が記載されているか  □ 作成日は設立総会日開催日となっているか |  |
| ９ | 役員就任承諾書 | □ 役員全員の記名があるか  □ 作成日は設立総会日開催日となっているか |  |
| 10 | 役員及び社員の名簿 | □ 基準日が記載されているか  □ 理事及び社員は、それぞれ３名以上であるか  □ 理事に未成年者(本申請提出日までに満１８歳となる者を除く)はいないか  ※ 基準日時点で１８歳に満たない者は、本申請提出までに１８歳となることを生年月日より確認すること  □ 監事は、理事及び医療法人の職員(当該医療法人の開設する病院等の管理者その他の職員を含む)を兼ねていないか  □ 監事は医療法人の会計・税務に関与している者でないか（指導）  □ 監事が医療法人の会計・税務に関与している者である場合、社員からは外れているか（指導）  □ 監事は他の役員と親族等の特殊の関係がないか  □ 住所は住民票に記載のものと同一か(政令市の場合は市名から、その他の市町村の場合は、都道府県名から記載すること)  □ 職業は具体的に記載されているか  (当診療所管理者、当診療所看護師、他病院医師、医学生、△△会社役員、△△会社勤務、△△会社(税理士)、無職等)  □ 拠出額は、純資産額が記載されているか |  |
| 11 | 委任状 | □ 設立代表者以外の設立者全員の記名があるか  □ 作成日は設立総会日開催日となっているか |  |
| 12 | 開設しようとする医療施設の概要 | □「名称」「所在地」は、定款に記載されている名称、所在地と同一か  □ 開設予定診療所の標榜科目は適切か  □ 免許の取得状況(取得日、免許番号等)は免許証の写しと同一か  □ 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加が行われているか  □ 従事者は常勤と非常勤、職種別に分けて記載されているか。また、合計は初年度の給与費等内訳書の人数と一致しているか  □ 建物の構造概要は、登記事項証明書(建物)の構造と同一か  □ 医療機関の延床面積は、診察室等の面積の合計と同一か  □ 次の書類が添付されているか  □ 案内図(主要道路、目標となる構築物等を記入すること)  □ 該当部分を明示した敷地図(地積図が望ましい)  拠出者が２人以上又は拠出と借地がある場合は、朱線等で明確に区分されているか  □ 平面図(診療所部分を色付けすること)  拠出者が２人以上又は拠出と借家がある場合には、朱線等で明確に区分されているか |  |
| 13 | 管理者就任承諾書 | □ 医師(歯科医師)免許証の写しが添付されているか  □ 作成日は設立総会日開催日となっているか |  |
| 14 | 開設しようとする医療施設に係る  不動産賃貸借契約書の写し  (駐車場に係るものを除く) | □ 覚書等又は新たな契約書の写しが添付されているか  □ 覚書等には次の事項が記載されているか  □ 契約期間は、土地、建物ともに１０年以上であること  □ 法人設立後の賃借人の読み替えに関すること  □ 医療法人設立認可の日をもって発効するものであること  □ 新たな契約書には次の事項が記載されているか  □ 契約期間は、土地、建物とも１０年以上であること  　□ 賃借人を医療法人社団△△会設立代表者△△△△とすること  □ 特約条頁として「本契約は、広島市長の医療法人設立認可の日をもって発効するものとし、同法人設立のうえは乙(賃借人)の表示は(住所)☆☆(氏名)医療法人社団△△会理事長△△△△と読み替えることとする。」旨  □ 賃貸人は不動産の所有者と一致しているか。また、一致していない場合は、所有者と賃貸人間の契約書が添付されているか  □ 建物のみを賃貸借する場合で、建物と土地の所有者が異なる場合、土地の所有者と建物所有者の間に賃貸禁止特約がないか(口頭での確認可)  □ 不動産の所有が親族等である場合は、不動産賃借料の算出根拠書類が添付されており、内容は容易に理解できるものか  　□ 税理士等による固定資産税算定による評価  　□ 不動産鑑定士による賃借料の評価額証明書  　□ 周辺の家賃相場との比較 |  |
| 15 | 開設しようとする医療施設に係る不動産の所有状況を証する書類 | □ 契約書と所有者は一致しているか  □ 土地及び建物の登記事項証明書(概ね３か月以内のもの)が添付されているか  □ 所有者が法人の場合は、法人の登記事項証明書(概ね３か月以内のもの)が添付されているか。また、設立時の役員が所有者である法人の役員を兼ねていないか |  |
| 16 | 設立後２(３)年間の事業計画 | □ 初年度の期首は、第１回は１０月１日、第２回は４月１日となっているか。  □ 無理な計画(実績と大差のある医業収入や患者の増加、病床の増加等実現が不確実なもの)が記載されていないか  □ 予算書に計上されている費用(大型医療機器の購入や施設の改修費等)について記載されているか  □ 初年度の期間が６か月未満の場合は、３年間の事業計画が作成されているか |  |
| 17 | 設立後２(３)年間の予算書 | □ 事業計画に記載されている内容が収入や費用に反映されているか  □ 合計金額は、予算明細書の合計金額と一致しているか  □ 初年度が６か月未満の場合、３年間の予算書が作成されているか  □ 初年度の「拠出金等」は、「現金」、「預金」、「医業未収金」を合算しているか  □ 法人税等(租税公課)の記載はあるか |  |
| 18 | 予算明細書  (収入) | □ 事業計画と内容は一致しているか  □ 内訳に内容が記載されているか  □ 合計金額は、予算書の収入予算額総括表の合計金額と一致しているか  □ 自賠法、労災法による診療収入は、自費収入として計上されているか  □ 開設する医療施設ごとに作成されているか  □ 初年度の医業収入見込みは、前年の医業収入実績と比較して大差ないか。  ※ 前年と比較して大差がある場合は、現在の実績がわかる書類及び前年と大差が生じた理由がわかる書類を添付してもらうこと。 |  |
| 19 | 予算明細書  (支出) | □ 事業計画と内容は一致しているか  □ 予算書の単位と一致しているか  □ 内訳に内容が記載されているか  □ 合計金額は、予算書の支出予算額総括表の合計の金額と一致しているか  □ 開設する医療施設ごとに作成されているか |  |
| 20 | 給与費等内訳書 | □ 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加が行われているか  □ 初年度の人員構成は、医療施設の概要の「従事者」欄の内容と一致しているか  □ 専従者の給与は給与費内訳書の金額と比較して大差ないか |  |
| 21 | リース物件一覧表 | □ リース契約書と内容(相手先、品名と型式、１か月のリース金額等)が一致しているか  □ リース期間は「△年△月～△年△月の△年間」となっているか  □ 次の書類は添付されているか  □ リース契約書  □ リース引継承認願  □ リース引継承認依頼日及び承認日は設立総会開催日以降になっているか |  |
| 22 | 基金拠出契約書等 | □ 拠出額は議事録及び財産目録と一致するか  □ 基金の返還に係る規定は、議事録の内容と一致するか  □ 現金のみ拠出する(現物拠出がない)場合は、契約書の現物拠出に係る文章が削除されているか  □ 基金総額を２人以上で引き受ける場合は、次の書類が添付されているか。  また、作成日及び契約締結日は設立総会開催日となっているか(基金募集事項等の通知については、負債は記載せず、拠出資産のみ記載すること)  □ 基金募集事項等の通知  □ 基金引受申込書  □ 基金の割当て通知 |  |
| 23 | 医療施設の開設実績に関する書類 | □ 前年の所得税の確定申告書の写し等収入や費用の実績確認できる書類が添付されているか  □ 医業収入【確定申告書の月別売上(収入)金額の合計から雑収入を引いた額】は、初年度の予算書の医業収入の年間金額と比較して大差ないか。大差ある場合は、現在の実績がわかる書類及び前年と大差が生じた理由がわかる書類が添付されているか  □ 専従者の給与は給与費内訳書の金額と同等程度か  □ 不動産賃貸借契約は、議事録、契約書と内容が一致するか  □ リース経費がある場合、「20リース物件一覧」の書類が添付されているか |  |
| 24 | 設立代表者の  原本証明 | * 代表者の記名押印（実印）又は署名があるか |  |